

廃止になった小規模多機能型居宅介護事業所の再指定について

廃止になった小規模多機能型居宅介護事業所が再指定を受けるためには、通常の新規指定と同じように、

- ①米子市が実施する事業者公募に応募した上で当委員会でプレゼンテーションを行い、選考に合格する。
- ②施設を整備する。(整備に関して補助金交付を申請することができる)
- ③指定申請をして、指定を受ける。

といった手続きを経る必要があります。

しかしこの度、下記のとおり、廃止になった事業所で、通常の公募の手続きを経ることなく再指定することとしたい事案が生じたので、委員の皆さんのご意見をいただきたいと思えます。

記

1 対象の事業者及び事業所について

- (1) 事業者 社会福祉法人養和会
- (2) 事業所 小規模多機能ホーム仁風荘こうやまち(米子市紺屋町104番地2)

2 廃止になった経緯

当該事業所は、平成23年6月1日に指定を受け事業を開始したものの、人員基準を満たせるだけの人員を確保することができなくなったため、平成24年5月31日から事業を休止していました。

当該事業者は、事業再開に向け人員確保に尽力していたものの、指定有効期限が満了となる本年5月31日までに、人員基準を満たせるだけの人員を確保することができませんでした。そのため、指定更新申請を行うことができず、同日付で事業所は登録上廃止の取り扱いとなりました。

3 再指定を検討する理由

事業所の廃止にあたり、当該事業者から米子市に対して、「事業再開に向けての準備を進めていたところであり、再開の目途は立っている。平成30年3月31日までに人員基準を満たすことを誓約するので、その際の特例的な再指定をお願いしたい。」との申し出がありました。

これについて長寿社会課において検討した結果、次のような理由から、委員会の了承が得られた際は特例的に通常の公募の手続きを経ることなく再指定することとしたいと考え、お諮りします。

- ①各日常生活圏域に2カ所ずつを目指して整備を続けてきた小規模多機能型居宅介護事業所が減少してしまうことは、本市としても望ましくないこと。
- ②この再指定を許可した場合、施設は既に整備されているため、補助金の交付が不要であること。
- ③グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所の運営経験のある事業者による安定した運営が期待できること。